

## 所得控除額の計算方法

所得控除の種類		所得控除額の計算方法		
雑損控除		【損失金額 - 保険金等で補てんされる金額】の金額（A）を基として計算した①、②のうち、いずれか多い方の金額 ① Aの金額 - （その年の総所得金額等の合計額 × 10%） ② Aの金額のうち災害関連支出の金額 - 50,000円		
医療費控除		支払った医療費の額 - 保険金等で補てんされた額 - 10万円または総所得金額等の合計額5%のいずれか少ない方の金額 ※最高200万円		
医療費控除の特例 （セルフメディケーション税制）		特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補てんされた額 - 12,000円 ※医療費控除との選択制であり、最高限度額は88,000円 ※健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っていること		
社会保険料控除		健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、厚生年金等の社会保険料の支払金額		
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済の掛金（旧第2種を除く）、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金の金額		
生命保険料控除	旧契約	◎旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）の場合		
		下記により計算した 生命保険料控除 （最高35,000円）	+	下記により計算した 個人年金保険料控除 （最高35,000円）
		支払った保険料の金額	生命保険料控除額	
		15,000円 以下	保険料の全額	
		15,000円 を超え 40,000円 以下	保険料 × 1/2 + 7,500円	
	40,000円 を超え 70,000円 以下	保険料 × 1/4 + 17,500円		
	70,000円 を超える	35,000円		
	新契約	◎新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）の場合		
		下記により計算した 生命保険料控除 （最高28,000円）	+	下記により計算した 個人年金保険料控除 （最高28,000円）
		下記により計算した 生命保険料控除 （最高28,000円）	+	下記により計算した 介護医療保険料控除 （最高28,000円）
支払った保険料の金額		生命保険料控除額		
12,000円 以下		保険料の全額		
12,000円 を超え 32,000円 以下	保険料 × 1/2 + 6,000円			
32,000円 を超え 56,000円 以下	保険料 × 1/4 + 14,000円			
56,000円 を超える	28,000円			
新・旧両方の契約がある場合		新制度と旧制度の合計額が控除額（※控除限度額 70,000円） また、各控除額ごとの上限は、新契約の限度額である28,000円		
地震保険料控除	地震保険料（A）		地震保険料控除額 ① = 保険料 × 1/2 ※限度額25,000円	
	旧長期損害保険料（B）	支払った保険料の金額	地震保険料控除額 ②	
		5,000円 以下	保険料の全額	
		5,000円 を超え 15,000円 以下	保険料 × 1/2 + 2,500円	
15,000円 を超える	10,000円			
(A) (B) 両方の支払いがある場合		地震保険料控除額 ① + 地震保険料控除額 ② ※最高限度額 25,000円		

※ 平成31年度からこれまでの「控除対象配偶者」は「同一生計配偶者」と呼称変更されています。  
(新たな「控除対象配偶者」は「同一生計配偶者」のうち、扶養者の総所得金額が1,000万以下の者をいいます)

### ◆障害者控除

本人またはその同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合

【控除額】 1人につき26万円（ただし、※特別障害者に該当する場合は30万円）

※ 特別障害者…療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳1級または2級の人など

### ◆ひとり親控除

現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明等の人が次の①～③いずれにも該当する人

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること  
※ほかの納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族となっている方は除きます。
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと  
※住民票の続柄が「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載されている場合はこの控除に該当しません

【控除額】 30万円

### ◆寡婦控除

上記の「ひとり親」に当たらない人で、次の①～③のいずれにも当てはまる人

- ① 合計所得金額が500万円以下であること
- ② 次のいずれかに該当すること
  - ◆夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明等の人
  - ◆夫と離婚した後婚姻をしていない人で扶養親族を有する人  
※上記扶養親族は、合計所得金額48万円以下の人に限りです。  
なお、他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。
- ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと  
※住民票の続柄が「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載されている場合はこの控除に該当しません

【控除額】 26万円

### ◆勤労学生控除

給与所得などの勤労による所得がある学生のうち、合計所得金額が75万円以下で、かつ、給与所得以外の所得が10万円以下の場合

【控除額】 26万円

## ◆配偶者控除

生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で、他の人の扶養親族ではなく、かつ、青色事業専従者、白色事業専従者でない場合

※ 平成31年度から扶養者の合計所得金額が1,000万円を超えていないことが条件です

【控除額】 別表①を参照

<別表①>

		本人（所得者）の合計所得金額上限			
		～900万円	～950万円	～1,000万円	1,000万円～
配偶者の年齢	70歳未満	33万円	22万円	11万円	-
	70歳以上	38万円	26万円	13万円	-

## ◆配偶者特別控除

生計を一にする配偶者を有し、次の要件を満たす場合

- ・ 所得者及び配偶者の合計所得金額が別表②のとおりであること
- ・ 配偶者が青色事業専従者、白色事業専従者、他の人の扶養親族ではないこと

【控除額】 別表②を参照

<別表②>

		本人（所得者）の合計所得金額（円）			
		900万以下	900万超 950万以下	950万超 1,000万以下	1,000万超
配偶者の合計所得金額（円）	48万超 95万以下	33万円	22万円	11万円	-
	95万超 100万以下	33万円	22万円	11万円	-
	100万超 105万以下	31万円	21万円	11万円	-
	105万超 110万以下	26万円	18万円	9万円	-
	110万超 115万以下	21万円	14万円	7万円	-
	115万超 120万以下	16万円	11万円	6万円	-
	120万超 125万以下	11万円	8万円	4万円	-
	125万超 130万以下	6万円	4万円	2万円	-
	130万超 133万以下	3万円	2万円	1万円	-
	133万超	-	-	-	-

## ◆扶養控除

生計を一にする親族の合計所得金額が48万円以下で、他の人の扶養親族でなく、かつ、青色事業専従者、白色事業専従者でない場合

【控除額】 以下の表を参照

扶養親族		控除額
特定扶養親族（19歳以上23歳未満）		45万円
老人扶養親族 （70歳以上）	同居老親等	45万円
	同居老親等以外	38万円
一般の扶養親族 （16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満）		33万円

※ 16歳未満の年少扶養親族については扶養控除は適用されませんが、均等割・所得割の非課税判定にはその人数も含まれます

## ◆基礎控除

納税義務者の所得金額が2,500万円以下の場合に適用されます

【控除額】 以下の表を参照

要件	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	-